

## 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

### 〔計画のポイント〕

学校生活が豊かな学びの場となるよう、障害のある児童生徒にとって「わかる授業」を推進し、学級における支援を充実させます。

- ・ 障害特性理解の推進
- ・ 授業（指導法）及び評価方法の工夫
- ・ 個別の教育支援計画，個別指導計画<sup>\*1</sup>の作成
- ・ 障害のある児童生徒の学びにくさや特性に配慮した支援
- ・ 学級における児童生徒の支援の充実

LD，ADHD，高機能自閉症等の児童生徒を含む，通常の学級に在籍する障害のあるすべての児童生徒が，適切な教育的支援を受けられるよう，校内体制による支援を充実させます。

- ・ 特別支援教育コーディネーター<sup>\*2</sup>，校内委員会の充実
- ・ 特別支援学級，通級指導教室の機能の充実及び活用
- ・ 特別支援教育支援員<sup>\*3</sup>等による支援

学校を支える校外からの支援システムを整備します。

- ・ 通級指導教室や特別支援学校からの「巡回による指導」の充実
- ・ 市町村の「専門家チーム」「巡回相談」整備への支援
- ・ ボランティア等の活用による支援
- ・ 地域支援ネットワークの整備と活用

「交流及び共同学習」<sup>\*4</sup>を積極的に進め，地域で共に学び育つ教育を推進します。

- ・ 特別支援学級と通常の学級 ・ 特別支援学校と小・中学校  
「特別支援教室（仮称）」<sup>\*5</sup>の構想に向けて，具体的検討を行います。

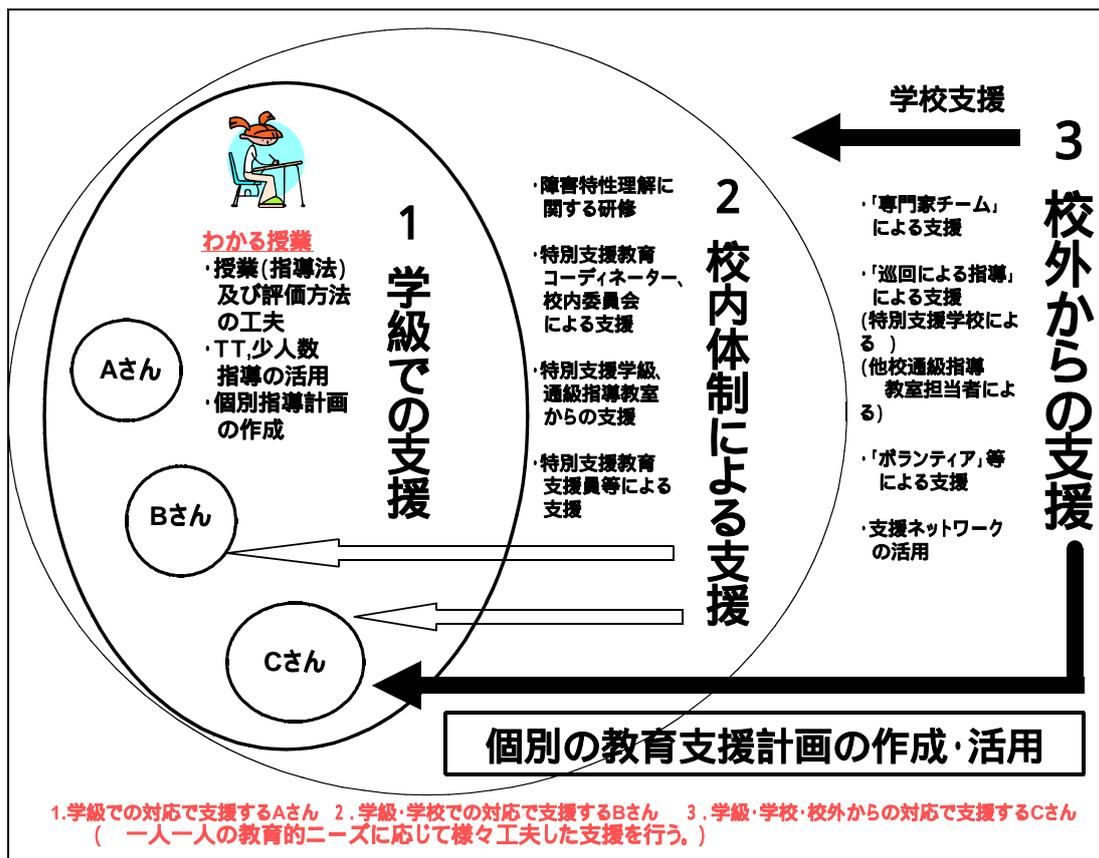
\*1 個別指導計画 教育課程全般における児童生徒一人一人の指導計画の作成を考えてまとめたもの。学習指導要領で定められた、自立活動と重複障害者等の指導の計画である「個別の指導計画」を含むものとした考え方に立っている。

\*2 特別支援教育コーディネーター 学校内の関係者や福祉、医療、労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

\*3 特別支援教育支援員 小・中学校において、様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことを目的に、地方財政措置により、平成19年度及び20年度で、全国の公立小・中学校数に相当する支援員を配置するものである。

\*4 交流及び共同学習 平成16年5月、「障害者基本法」の一部が改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることにより、その相互理解を促進する」と規定された（障害者基本法第14条の3）。交流教育の形態及び内容には、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが、共にふれあう側面と学習指導要領等に示された目標等に基づいて適切な学習を共に行う側面があり、これまでの「交流教育」をより一層発展させるという視点から、「交流及び共同学習」と改めたものである。

\*5 特別支援教室（仮称） 通常の学級に在籍した上で障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を、必要な時間のみ特別の場で教育や指導を行う形態。



(図4 一人一人の教育的ニーズに応じた支援)

## 1 学級での支援

### (1) 障害特性理解の推進

障害のある児童生徒の学びにくさや特性に配慮した支援や、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援ができるよう、学校全体で支援をしていきます。

そのためには、通常の学級の担任をはじめ全教職員の、特別な教育的ニーズのある児童生徒の障害への理解が重要となります。

県として、子どもたちの障害の理解についての研修を実施したり、パンフレットを作成するなど、理解啓発を図ります。

### (2) 指導及び評価の工夫

障害のある児童生徒の学習への意欲化を図るには、「わかる授業」の実践が最重要課題となります。通常の学級における教員の適切な配慮や、ティーム・ティーチング<sup>\*1</sup>、少人数指導<sup>\*2</sup>の活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫及び評価方法の工夫等により対応することが適切であることを踏まえ、授業研究等に努めます。

\*1 ティーム・ティーチング 協力指導体制。小学校では「学年ティーム」、中学校では「教科ティーム」等が構成されることが多い。具体的には、指導計画(指導案)の立案、必要な教材・教具の作成、授業計画にそった指導、評価等のステップがある。

\*2 少人数指導 学級とは異なる少人数による学習集団を構成して、個に応じてきめ細かな指導の実現を目指す取組をさす。

### (3) 個別の教育支援計画，個別指導計画の作成

障害のある児童生徒に関わる関係者が，障害等に関わる情報を共有し，必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成したり，一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容等に基づいた「個別指導計画」を作成し，活用することにより，適切な支援を実践していきます。

## 2 校内体制による支援

### (1) 特別支援教育コーディネーター，校内委員会の充実

児童生徒に適切な教育的支援を行うには，学級担任だけでなく学校全体で，子どもたちの発している様々なサインに気付き，そのつまづきや困難などを理解した上で，指導計画を立てることが必要です。

学校においては，保護者や関係機関との連絡調整の窓口となる，特別支援教育コーディネーターを中心として，校内委員会を組織し，具体的な目標や支援策・手立てを設定するなど，校内支援体制を整えます。

### (2) 特別支援学級<sup>\*1</sup>，通級指導教室の機能の充実及び活用

特別支援学級及び通級指導教室等のこれまでの実践の成果を生かし，知的障害，言語障害，情緒障害等，障害種に応じた指導をより一層充実させます。

特別支援学級や通級指導教室の機能を，学校全体の仕組みの中で生かし，活用できるよう検討します。

通級指導教室における「巡回による指導」の具体的な運用の在り方について検討し，実践化を図ります。

### (3) 特別支援教育支援員等による支援

各市町村において，特別支援教育支援員等による，障害のある児童生徒への教育的支援が行われる場合に，特別支援学校の地域支援により，助言・援助にあたります。

## 3 校外からの支援

### (1) 市町村の「専門家チーム」「巡回相談」整備への支援

県においては，市町村の要請に応じて「県専門家チーム」委員を派遣したり，相談に応ずるなど，地域における各種ネットワークの構築や市町村の専門家チーム，巡回相談等の取組を支援していきます。

### (2) 「巡回による指導」の充実

「特別支援学校」からの「巡回による指導」

子どもたちがより専門的な教育的支援を受けられるようにするため，市町村からの要請に応じて，特別支援学校から各小中学校に職員を派遣できるように，「巡回による指導」による支援を検討します。

---

\*1 特別支援学級 学校教育法第75条第2項により，小・中学校に設置されている学級。従来の特殊学級をさす。

通級指導教室担当者による他校への巡回による指導

「通級指導教室」担当教員が、他校において支援を必要とする児童生徒への指導にあたるよう、「巡回による指導」の実施について検討します。

また、今後、通級指導教室の拡充を図るとともに、複数の障害種への対応等、担当教員の専門性を高めていきます。

#### (3) ボランティアによる支援システムの整備

通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒をはじめ、障害のあるすべての児童生徒の学習活動を支援するためのボランティアの仕組みを作ります。

授業や教材作成の補助を行うアシスタントとしての大学院生や大学生の活用

地域人材による、地域社会人ボランティア等の活用

#### (4) 地域支援ネットワークの整備と活用

各市町村（地域）においては、福祉関係機関をはじめ諸機関との連携による支援システム・ネットワークの構築が推進されつつあります。

県においては、その有効的な活用を推進していくとともに、各市町村における特別支援連携協議会や、各種連絡会議等の取組を支援していきます。

また、特別支援学校におけるセンター的機能を活用し、相談や情報提供、障害の理解など小中学校や児童生徒に対する支援を充実させます。

### 4 「交流及び共同学習」の推進

#### (1) 特別支援学級と通常の学級

児童生徒の実態や各学校の状況に応じた、特別支援学級と通常の学級の、交流及び共同学習をさらに充実させ、共に学ぶ機会が得られる教育の促進を図れるよう啓発していきます。

交流及び共同学習を、各々の教育課程に意図的・計画的に位置付け、年間計画に明示した上で、実践を進めます。

#### (2) 特別支援学校と小・中学校

各地域での交流及び共同学習の円滑な実施が可能となる仕組みづくりを推進し、「地域で共に学ぶ機会が得られる教育」の充実に向けて、地域を指定したモデル事業を推進します。（後掲）

### 5 「特別支援教室（仮称）」構想に向けた取組

国の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」がまとめた平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「特殊学級や通級指導教室について、必要な見直しを行いつつ、障害の多様化を踏まえ、柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような制度の在り方について具体的に検討していく必要がある。」としています。その中で、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的なシステム、いわゆる「特別支援教室」構想を提案しています。県教育委員会においては、今後、国の動向等を踏まえ、「特別支援教室（仮称）」の在り方について検討していきます。